

秋田県公安委員会告示第102号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和4年10月25日

秋田県公安委員会

通知番号	申請者・製造業者	種類	型式名	検定番号
181	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	ぱちんこ	PAスーパー海物語 I N沖縄5YBA	第2P0057号
182	株式会社 ジェイビー 代表取締役 富山 一郎 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	P大開王X	第2P1196号
183	株式会社エンターライズ 代表取締役 新井 聡司 東京都台東区東上野二丁目13番8号	回胴式	S MHWアイスボーンZ F	第2S1204号
184	株式会社ミズホ 代表取締役 海老原 信夫 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟	回胴式	S / 沖ドキ! GOLD / LS	第2S1205号
185	株式会社 J F J 代表取締役 松下 智人 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	回胴式	S 緋弾のエリア II J Z	第230177号